

第2章 新水道ビジョンの基本理念

日本の水道は、コレラ等の水系伝染病の予防措置を目的として、明治20年（1887年）に初めて横浜市において整備され、通水が開始されました。明治23年（1890年）の水道条例制定の頃から、水道は、地方公共団体による整備、経営の原則、公益優先の方針が定められ、その後、民間の企業にも水道の整備・経営が認められたものの、実態として地方公共団体による事業を中心とし、水系伝染病の蔓延を防ぐため、その侵入のおそれのある港湾都市を中心に整備がなされました。

そして当時の水道整備の方針は、現在の水道法にも受け継がれ、水道事業の経営主体は原則として市町村であることが、現在の水道法にも明示されています。

日本の水道は、水道法が制定された昭和32年時点で、給水人口が約3700万人であり、普及率は約41%でした。その後、水道は高度経済成長期に飛躍的な拡張を遂げ、この間、水道事業者はダム等の施設によって水資源を開発し、水道原水の水質の変化に対応すべく高度浄水処理の導入や水質管理の高度化を図りつつ、水質基準に適合した「安全」な水を需要者に必要量供給する努力を続けてきました。

そして、平成22年度末現在、給水人口は1億2482万人を越え、普及率も97.5%に達し、大部分の国民が水道による水の供給を受けている状況が実現しています。

水道は、創設以来、約130年間、料金収入を主たる財源とし、地方公共団体が事業として実施し、これに水質検査機関や水関連企業等の民間事業者が、水質管理や水道技術の高度化の面で連携、協力することで地域住民の暮らしに欠かせない社会資本として社会に受け入れられてきました。この事実はこれまでの水道の仕組みに合理性があり、水道サービスの提供者とそのサービスを楽しむ住民との間に一定の信頼関係が構築されていることを示すものといえます。

他方で水道は、今後、日本全体の人口減少に伴い、水道事業の規模の大小を問わず、給水人口や料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大、東日本大震災を踏まえた「強靱」さの抜本的な見直し等、非常に厳しい事業環境の変化に直面することになります。水道が直面するこれら枚挙にいとまがない課題に対し、水道の「持続」のための解決や適応を図るには、関係者が一つの理念を共有し、それぞれの役割を果たしつつ、強いつながりの下で一丸となって対応していく必要があります。

水道を取り巻く時代の転換点において、水道関係者が共有すべき理念は、先達が地域において築きあげてきた需要者との信頼に基礎を置き、地に足がついたものである必要があります。水道はこれまで水道ビジョンの下、世界のトップランナーとしてチャレンジし続けてきました。そして今はそのトップランナーのバトンを未来へつなぎ、水道を次の世代に継承する段階に至ったといえます。

このため、新水道ビジョンでは、水道の給水対象としてきた「地域」とその需要者との間において築きあげてきた「信頼」の概念を重要視し、関係者が共有する基本理念を「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とし、関係者それぞれが取り組みに挑戦することとします。

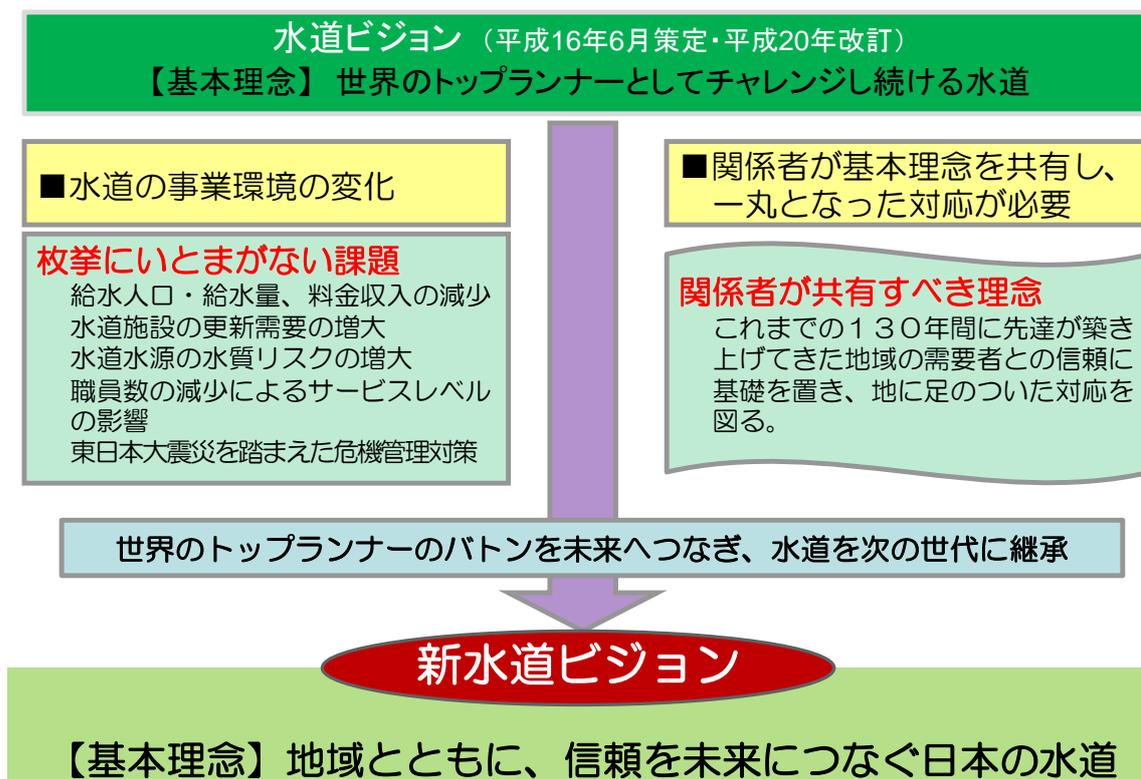


図-1 新水道ビジョンの基本理念